

# 公益財団法人厚木市体育協会の共催及び後援の承認に関する事務取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツの振興等のため各種団体が主催するスポーツ等に関する事業に係る公益財団法人厚木市体育協会（以下「体育協会」という。）の共催又は後援（以下「共催等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 体育協会が事業の企画又は運営に参加し、事業の経費の全部若しくは一部を負担することにより、又は国等が主催等する事業のうち体育協会の運営上賛同の意を表明する必要があるものについて、人的援助その他の必要な援助を行うことにより、体育協会が共同主催者として責任の一部を分担することをいう。
- (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいう。

## (共催等における名義使用等)

第3条 共催等において、体育協会が使用を承認する名義は、公益財団法人厚木市体育協会とする。

2 共催等の名義の使用の承認を受けた団体は、当該事業について発行する印刷物等に、体育協会が共催等をしている旨の表示をしなければならない。

## (共催等の承認の申請)

第4条 共催等の承認を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、事業を実施しようとする日の2週間前までに、共催等承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、公益財団法人厚木市体育協会会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

ただし、会長が認めた場合、第3号及び第4号に係る書類等については、添付することを要しない。

- (1) 事業計画書等事業の目的及び内容を明らかにする書類
- (2) 入場料、参加料その他費用を徴収する場合にあっては、事業に係る収支予算書
- (3) 規約等団体の組織について定めた書類
- (4) 構成員の名簿

## (共催等の承認基準)

第5条 会長は、前条の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、共催等の承認をするものとする。

- (1) 申請者が次のいずれかに該当すること。
  - ア 国又は地方公共団体
  - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校
  - ウ 公益法人及びこれに準じる団体（宗教法人を除く。）
  - エ 市内の団体であること又は市内の団体が含まれること。
  - オ 次のいずれにも該当するもの
    - (イ) 規約、会則等の定めがあり、当該団体の役員その他事業関係者の住所及び身分が明らかであること。
    - (ロ) 堅実な活動実績を有し、当該行事等の遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- (2) 事業の内容が体育協会の方針に合致し、厚木市のスポーツの振興に寄与するものと認められるものであって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- ア 事業の目的及び内容が、事業の参加者の活動意欲の向上発展に寄与することが期待できるものであること。
- イ 広く市民を対象とする事業であること。
- ウ 原則として、市内で開催する事業であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業である場合は、この限りでない。
- エ 参加料、入場料、観覧料等を徴収する場合は、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、共催等の名義の承認等を行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする興行その他これに類する事業
- (2) 特定の政治活動及び宗教活動を利するおそれのある事業
- (3) 特定の主義主張の浸透を利するおそれのある事業
- (4) 公共性を有しない事業
- (5) 公序良俗に反し、又はそのおそれのある事業
- (6) 特定の団体の宣伝活動又は売名活動を利するおそれのある事業
- (7) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になるおそれがあると認められる事業
- (8) 体育協会の運営に支障を来すおそれのある事業

(共催等の承認の決定)

第6条 会長は、前条の承認基準に基づき審査した結果、適当と認めるときは、共催等承認通知書（第2号様式）により、その承認をしないときは共催等不承認通知書（第3号様式）により、その旨を申請者に対し通知するものとする。

2 前項の共催等承認通知書には、次に掲げる指示及び条件を付するものとする。

- (1) 事業計画に変更が生じた場合は、共催等承認事項変更届出書（第4号様式）により、速やかに届け出ること。
- (2) 虚偽の申請により決定を受けたことが判明した場合は当該決定を取り消すことができること及びこの取り消しにより申請者に損害が生じた場合においては、会長は賠償の責を負わないこと。
- (3) 事業の開催に関して問題が生じた場合は、主催者の責任において処理しなければならないこと。

(共催等承認の取消し)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、共催等の承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により共催等の承認を受けたと認められる場合
- (2) 法令に違反した場合
- (3) 共催等の承認の決定の際に付した条件に違反した場合

2 会長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに共催等承認取消通知書（第5号様式）により共催等承認を受けた申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により、共催等の承認の決定を取り消された申請者は、交付を受けた承認通知書を会長に返還するものとする。

4 第1項の規定による承認の取消しにより、申請者に損害が生じる場合において、会長は賠償の責を負わないものとする。

(事業報告)

第8条 共催等の承認を受けた者は、当該事業終了後30日以内に事業実施報告書（第6号様

式) に次に掲げる書類を添えて、会長に報告するものとする。

- (1) 事業報告書等事業の実施内容を明らかにする書類
- (2) 当該事業分で入場料等を徴収した場合には収支決算書
- (3) 事業風景の写真

(事務決裁等)

第9条 共催等の承認に係る決裁は専務理事決裁とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。